

平成26年度 事業計画

公社定款に定める目的の趣旨に沿って、農業の生産性の向上及び経営の安定を図ることにより、神奈川県における都市農業の持続的な発展に寄与するよう、農用地利用の効率化及び高度化を促進する事業を実施する。

1 農地中間管理事業

神奈川県から「農地中間管理機構」の指定を受け、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために、農用地の借受け、貸付け等を県の区域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として行う。

(1) 農用地の借受け、貸付け等

市町村に農用地利用配分計画案の作成を依頼し、提出された農用地利用配分計画の認可を県に申請する。

農用地利用配分計画案の作成に当たっては、農地中間管理機構から所有者への借受けの申込み又は、所有者から農用地を貸したい旨の申出により取りまとめ、農地中間管理機構による借受希望者の募集を行い貸付先決定ルールに基づき受け手を選定し、借受希望者と交渉する。

(2) 農用地の利用条件の改善

受け手が、まとまりある形で農用地を利用できるよう必要に応じて条件整備を行う。

(3) 農用地の管理

借入農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理を行う。

(4) かながわ農業サポーター事業

神奈川県が実施する「かながわ農業サポーター事業」のうち当社の農地中間管理機構としての「中間保有・再配分機能」を活用し、かながわ農業サポーター意向状況調査及び賃貸借契約業務を受託する。

ア かながわ農業サポーターとして認定された者の意向データの収集、登録、管理及び更新を行う。

イ 賃貸借契約業務として、契約書の資料収集及び契約書の作成、土地登記簿等の調査、賃貸借料の徴収支払事務を行う。

(5) 中高年ホームファーマー団体化支援事業

当社の農地中間管理機構としての機能を活用し、農用地所有者から農用地を借受け、県が指定したNPO法人に農用地を貸し付ける賃貸借契約等の業務を受託する。

(6) 農用地の貸借面積 50 ha

2 農地売買等事業

(1) 農地売買等事業

農業者の高齢化が進行する中で、農業公社の持つ利用調整機能を十分発揮しつつ意欲的な経営体に農用地を集積させるため、公社が農用地を買い入れて中間保有し、その後、一定の要件を備える認定農業者等に売り渡す農地売買等事業を実施する。

ア 農用地取得 3.5 ha

担い手育成タイプ 2.5 ha

一般タイプ 1.0 ha

イ 農用地売渡 4.6 ha

担い手育成タイプ 3.8 ha

(前年度取得分 1.8 ha含)

一般タイプ 0.8 ha

ウ 農用地貸借

農用地貸借については、農地保有合理化事業で借り入れた農用地を利用権終了(期間満了又は中途解約)時まで実施する。